

第 1.1 版

2013 年 8 月 30 日

提出者別タクソノミ作成要領

(その 2 : IFRS 適用提出者用)

東京証券取引所

2013 年 8 月 30 日

修正履歴

版数	改訂日	改訂内容概要
0.1	2013年3月29日	新規作成
0.2	2013年4月12日	・米国基準及びIFRSのファイル名の規約を追加
0.3	2013年5月13日	TDnet決算短信添付資料様式タクソミの追加に伴う修正
1.1	2013年8月30日	・次世代EDINETタクソミの公表に伴い、参照ガイドラインの版数を変更

本書と金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」との関係

提出者別タクソノミ（IFRS 適用提出者用）の作成要領は、提出者の作業負荷軽減を目的として、金融庁 EDINET に提出する「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」の作成ルールと極力共通化を図っております。

そこで、本文書は金融庁が公開している「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）（2013 年（平成 25 年）8 月 21 日）」（以下、「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」という。）との違いを中心に記載します。「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と提出者別タクソノミ（IFRS 適用提出者用）の作成ルールが同様となる箇所については、『金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします』と記載します。

また、「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」で使用している一部の用語については当取引所の用語と読み替えてください。対象となる用語は次の通りです。

表 1 用語読替表

#	報告書インスタンス作成ガイドラインの用語	本書で使用する用語
1	開示書類等提出者	提出者
2	提出者別タクソノミ作成ガイドライン	提出者別タクソノミ作成要領
3	報告書インスタンス作成ガイドライン	報告書インスタンス作成要領
4	提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）	提出者別タクソノミ作成要領（IFRS 適用提出者用）
5	報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）	報告書インスタンス作成要領（IFRS 適用提出者用）

EDINET 向け提出者別タクソノミとの差異概要

EDINET に提出する提出者別タクソノミと TDnet に提出する提出者別タクソノミとのガイドライン上の差異は以下のとおりです。

(1) 提出者別タクソノミのファイル名

EDINET に提出する提出者別タクソノミと区別するため、当取引所で定めた提出者別タクソノミのファイル命名規約を適用します。提出者別タクソノミを保存する際には、同ファイル命名規約に準拠したファイル名で保存することが必要となります。

(2) 提出者を特定するためのコード

EDINET では EDINET コードを使用していますが、当取引所に提出する提出者別タクソノミでは短信サマリ同様 5 桁の証券コードを使用します。そのため、提出者別タクソノミの名前空間 URI、名前空間プレフィックスには、EDINET コードが入力されるべき位置に証券コードを入力します。

※5 桁の証券コードとは、銘柄コード(4 桁)+予備コード(1 桁)のコードを指し、予備コードには、0 を指定してください。(例：銘柄コード'1000'の場合、5 桁の証券コードは、'10000'となります)

(3) 名前空間 URI

提出者別タクソノミファイルを一意に識別するための情報である名前空間 URI、名前空間プレフィックスは当取引所で定めた命名規約を適用します。同規約に準拠した名前空間 URI、名前空間プレフィックスを設定することが必要となります。

差異の凡例

本書では、「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」との差異について、以下のように示すこととします。

・「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」の当該記載内容が決算短信における開示の場合も適用される場合

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

・「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」の当該記載内容が決算短信における開示の場合には適用されない場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

はじめに

提出者別タクソノミ作成要領（IFRS 適用提出者用）（以下「本書」という。）は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、以下「IFRS」という）に準拠した決算短信財務諸表部分（以下、「報告書インスタンス」という。）を XBRL（eXtensible Business Reporting Language）形式にて作成する上で必要となる、提出者別タクソノミの要領を記載したものです。提出者別タクソノミを作成する際には、原則として本書に従ってください。また、本書に記載のない事柄は、「提出者別タクソノミ作成要領」を参照してください。

➤ 前提となる文書

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

➤ 本書の適用範囲

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

➤ 参考となる文書

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

➤ 本書の表記について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

➤ TDnet への提出において前提となる文書

報告書インスタンスを作成するにあたって当取引所が提供する前提となる XBRL 関連資料は、以下のとおりです。

表 2 TDnet への提出において前提となる文書

#	文書名
1	タクソノミ解説文書
2	タクソノミ設定規約書

目次

1	提出者別タクソノミの概要	1
1-1	提出書類の全体像	1
1-1-1	IFRS タクソノミの要素を用いたタグ付け	1
1-2	EDINET タクソノミ利用時との主な相違点	2
1-3	IFRS タクソノミ 2011 との相違点	2
1-4	IFRS タクソノミを用いて提出する書類のタクソノミ構造	2
1-4-1	IFRS タクソノミについて	2
1-4-1-1	IFRS タクソノミの構造	2
1-4-2	EDINET タクソノミの IFRS 参照用エントリーポイント	2
1-4-3	提出者別タクソノミについて	2
2	提出者別タクソノミの作成プロセス	3
2-1	提出者別タクソノミの作成単位	3
2-2	提出者別タクソノミの作成フロー	3
2-3	URL とインポート又は参照関係について	3
2-3-1	URL	3
2-3-2	インポート又は参照関係	3
3	提出者別タクソノミ作成前の準備	4
3-1	提出者タクソノミ作成前の準備	4
3-2	要素の決定	4
3-3	提出者別タクソノミの構造の決定	4
4	提出者別タクソノミのファイル仕様	5
4-1	ファイル構成	5
4-2	ファイル名	5
4-2-1	スキーマファイルの命名規約	5
4-2-2	名称リンクの命名規約	6
4-2-3	表示リンクの命名規約	6
4-2-4	定義リンクの命名規約	6
4-2-5	計算リンクの命名規約	6
4-3	名前空間宣言	7
4-4	IFRS タクソノミのインポート又は参照	8
5	スキーマファイルの作成	9
5-1	要素の定義	9
5-1-1	データ型 (type)	9
5-1-2	代替グループ (substitutionGroup 属性)	9

5-1-3 貸借区分 (balance 属性)	9
5-2 拡張リンクロールの追加	9
6 リンクベースファイルの作成	10
6-1 名称リンクの定義	10
6-1-1 名称リンクとは	10
6-1-1-1 名称リンクの上書きについて	10
6-1-2 略称リンクの設定	10
6-1-3 負値ラベル又は正值ラベルの設定	10
6-1-4 合計ラベル又は純額ラベルの設定	10
6-1-5 期首ラベル又は期末ラベルの設定	10
6-1-6 符号反転ラベルの設定	10
6-2 表示リンクの定義	11
6-2-1 表示リンク定義の規約	11
6-2-2 表示リンクの定義方法	11
6-2-3 表示リンクと表示の整合性	11
6-3 定義リンクの定義	11
6-3-1 定義リンク定義の規約	11
6-3-2 ディメンションの設定	11
6-3-2-1 表要素のみ追加する場合	11
6-4 計算リンクの定義	11
6-4-1 計算リンク定義の規約	11
6-4-2 計算リンクの定義方法	11
6-4-3 計算リンク定義時の注意事項	12
6-4-3-1 勘定科目間の期間時点区分が異なる場合	12
6-4-3-2 計算リンクに基づく計算結果の整合性	12
7 提出者別タクソノミを作成する際の注意事項	13
7-1 持分変動計算書	13
7-1-1 項目追加時の各リンクベースの定義	13
7-2 注記事項をテキストブロックでタグ付けする場合	13
7-2-1 注記番号ごとにタグ付けをする場合	13
7-2-2 複数の注記番号をまとめてタグ付けをする場合	13

1 提出者別タクソノミの概要

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

1-1 提出書類の全体像

IFRS で連結財務諸表又は財務諸表（以下「IFRS 財務諸表」という。）を作成する際に IFRS タクソノミを使用します。ただし、IFRS タクソノミを包括タグ付けにより提出する場合は EDINET タクソノミ及び「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」を使用します。決算短信財務諸表部分を XBRL 形式により提出する際は、「提出者別タクソノミ」、「報告書インスタンス」及び「マニフェストファイル」を作成します。提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルの関係は図 1 のとおりです。

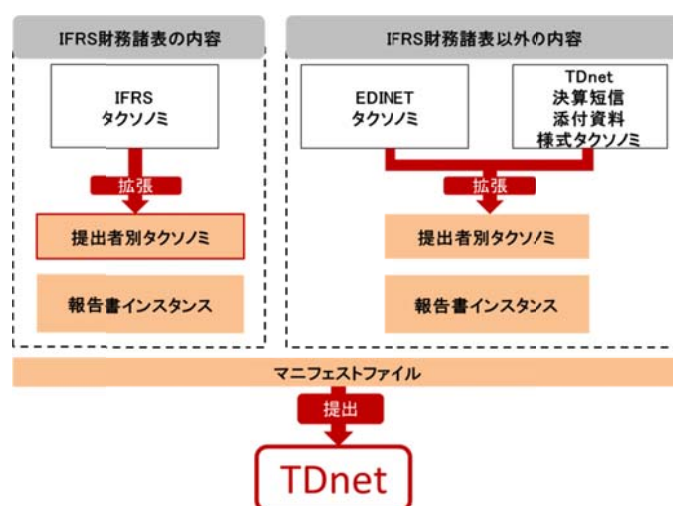


図 1 提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルの関係
IFRS タクソノミの版について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

1-1-1 IFRS タクソノミの要素を用いたタグ付け

IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、IFRS タクソノミを用います。この場合、EDINET タクソノミの様式ツリーの目次項目と IFRS タクソノミで定義された IFRS 財務諸表との関連付けは不要です。また、報告書のうち IFRS 財務諸表以外の部分は、EDINET タクソノミ及び「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」の要素を使用します。

なお、IFRS 財務諸表を詳細タグ付けしない場合は、EDINET タクソノミの様式ツリーの包括タグのみを用い、IFRS タクソノミを使用しないため、本書を参照する必要はありません。「提出者別タクソノミ作成要領」を参照してください。

IFRS タクソノミの要素を利用してタグ付けする場合、詳細タグ付け範囲の選択は財務諸表本表のみです。

注意 タグ付けの注意

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

1-2 EDINET タクソノミ利用時との主な相違点

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

EDINET と異なる箇所：

以下の項目については、TDnet での開示には該当しません。

- ・注記表について

1-3 IFRS タクソノミ 2011 との相違点

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

1-4 IFRS タクソノミを用いて提出する書類のタクソノミ構造

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

1-4-1 IFRS タクソノミについて

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

1-4-1-1 IFRS タクソノミの構造

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

リンクベースファイルの区別の方法

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

1-4-2 EDINET タクソノミの IFRS 参照用エントリーポイント

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

1-4-3 提出者別タクソノミについて

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

2 提出者別タクソノミの作成プロセス

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

2-1 提出者別タクソノミの作成単位

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

2-2 提出者別タクソノミの作成フロー

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

2-3 URL とインポート又は参照関係について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

2-3-1 URL

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

2-3-2 インポート又は参照関係

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

3 提出者別タクソノミ作成前の準備

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

3-1 提出者タクソノミ作成前の準備

提出者別タクソノミの構造の決定では、使用する IFRS タクソノミのコンポーネントを選択します。作成する財務諸表本表の種類に基づいて、IFRS タクソノミから使用する拡張リンクロールを選択します。

3-2 要素の決定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

注意

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

3-3 提出者別タクソノミの構造の決定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

4 提出者別タクソノミのファイル仕様

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

4-1 ファイル構成

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

4-2 ファイル名

提出者別タクソノミの作成単位は、決算短信、四半期決算短信、特別事業会社第2四半期決算短信の単位で一つです。

4-2-1 スキーマファイルの命名規約

提出者別タクソノミのスキーマファイル名の命名規約は次のとおりです。各設定値については、表3をご参照ください。

スキーマ：

tse-`{報告書}``{報告書詳細区分}`-`{証券コード}`-`{期末日}`-`{提出回数}`-`{提出日}`.xsd

図 2 スキーマファイルの命名規約

表 3 提出者別タクソノミのファイル名の命名規約で用いられる値

#	項目	設定値	説明
1	{期区分}	a	通期
2		s	特定事業会社第2四半期／ 中間期
3		q	四半期
4	{連結・非連結区分}	c	連結
5		n	非連結
6	{報告区分}	edjp	決算短信（普通株式）（日本 基準）
		edus	決算短信（普通株式）（米国 基準）
		edif	決算短信（普通株式）（IFRS） ※EDINET タクソノミを利用 する場合
		edit	決算短信（普通株式）（IFRS）

#	項目	設定値	説明
			※IFRS タクソノミを利用する場合
		rejp	決算短信 (REIT)
		efjp	決算短信 (ETF)
7	{報告書詳細区分}	fr	決算短信財務諸表部分
8	{証券コード}	貴社の証券コード (5桁)	証券コード協議会が保持する5桁の証券コード
9	{期末日}	YYYY-MM-DD	報告対象期間の期末日
10	{提出回数}	数値 (2桁)	「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。
11	{提出日}	YYYY-MM-DD	「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

4-2-2 名称リンクの命名規約

提出者別タクソノミの名称リンクベースファイル名の命名規約は次のとおりです。

名称リンク (日本語) :

tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}-{期末日}-{提出回数}-{提出日}-lab.xml 名称リンク (英語) :

tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}-{期末日}-{提出回数}-{提出日}-lab-en.xml

図 3 名称リンクベースファイルの命名規約

4-2-3 表示リンクの命名規約

提出者別タクソノミの表示リンクベースファイル名の命名規約は次のとおりです。

表示リンク :

tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}-{期末日}-{提出回数}-{提出日}-pre.xml

図 4 表示リンクベースファイルの命名規約

4-2-4 定義リンクの命名規約

提出者別タクソノミの定義リンクベースファイル名の命名規約は次のとおりです。

定義リンク :

tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}-{期末日}-{提出回数}-{提出日}-def.xml

図 5 定義リンクベースファイルの命名規約

4-2-5 計算リンクの命名規約

提出者別タクソノミの計算リンクベースファイル名の命名規約は次のとおりです。

計算リンク：

tse-**{報告書}**[**{報告書詳細区分}**]-**{証券コード}**-**{期末日}**-**{提出回数}**-**{提出日}**-cal.xml

図 6 計算リンクベースファイルの命名規約

ファイル名の例として、通期決算短信の例を以下に示します。

条件

提出報告書：通期決算短信（連結、IFRS）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00030

期末日：2014年3月31日

提出回数：初回提出

提出日：2014年5月1日

ファイル名（IFRS、連結財務諸表）※IFRS タクソノミ

スキーマ：tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01.xsd

表示リンク：tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-pre.xml

計算リンク：tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-cal.xml

定義リンク：tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-def.xml

名称リンク（日本語）：tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-lab.xml

名称リンク（英語）：tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-lab-en.xml

ファイル名（IFRS、個別財務諸表）※EDINET タクソノミ

スキーマ：tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01.xsd

表示リンク：tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-pre.xml

計算リンク：tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-cal.xml

定義リンク：tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-def.xml

名称リンク（日本語）：tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-lab.xml

名称リンク（英語）：tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-lab-en.xml

図 7 提出者別タクソノミのファイル名の例

4-3 名前空間宣言

提出者別タクソノミの名前空間 URI 及び名前空間プレフィックスの命名規約は以下の通りです。なお、その他の名前空間宣言については、必要に応じて設定し、不要な名前空間宣言はしないでください。設定値については「提出者別タクソノミ作成要領」を参照してください。

表 4 提出者別タクソノミの名前空間 URI の命名規約

提出者別タクソノミの名前空間 URI の命名規約
http://www.xbrl.tdnet.info/jp/tse/tdnet/{期区分}{連結・非連結区分} / {報告区分} / {報告書詳細区分} / {証券コード} / {期末日} / {提出回数} / {提出日}

表 5 提出者別タクソノミの名前空間プレフィックスの命名規約

提出者別タクソノミの名前空間プレフィックスの命名規約
tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}

4-4 IFRS タクソノミのインポート又は参照

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

注意

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5 スキーマファイルの作成

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-1 要素の定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-1-1 データ型 (type)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-1-2 代替グループ (substitutionGroup 属性)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-1-3 貸借区分 (balance 属性)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-2 拡張リンクロールの追加

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6 リンクベースファイルの作成

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-1 名称リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-1-1 名称リンクとは

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-1-1-1 名称リンクの上書きについて

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

EDINET と異なる箇所：

以下の項目については、TDnet での開示には該当しません。

- ・図表 6-1-2 表示とラベルの一致に関するルール

No2 : No1 以外の金額及び数値のタグ付け

6-1-2 略称リンクの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-1-3 負値ラベル又は正值ラベルの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-1-4 合計ラベル又は純額ラベルの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-1-5 期首ラベル又は期末ラベルの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-1-6 符号反転ラベルの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-2 表示リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-2-1 表示リンク定義の規約

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-2-2 表示リンクの定義方法

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-2-3 表示リンクと表示の整合性

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-3 定義リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-3-1 定義リンク定義の規約

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-3-2 ディメンションの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-3-2-1 表要素のみ追加する場合

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-4 計算リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-4-1 計算リンク定義の規約

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-4-2 計算リンクの定義方法

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-4-3 計算リンク定義時の注意事項

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

6-4-3-1 勘定科目間の期間時点区分が異なる場合

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

6-4-3-2 計算リンクに基づく計算結果の整合性

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

7 提出者別タクソノミを作成する際の注意事項

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

7-1 持分変動計算書

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

7-1-1 項目追加時の各リンクベースの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

7-2 注記事項をテキストブロックでタグ付けする場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-2-1 注記番号ごとにタグ付けをする場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-2-2 複数の注記番号をまとめてタグ付けをする場合

本章は決算短信における開示には該当しません。